

# 介護予防 認知症対応型通所介護重要事項説明書

令和6年 6月 1日 改定版

和泉デイサービスセンターE型

# 介護予防認知症対応型通所介護重要事項説明書

和泉デイサービスセンターE型

## 1. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ・事業所名：社会福祉法人 七瀬陽史会 和泉デイサービスセンターE型
  - ・開設年月日：平成12年4月1日
  - ・所在地：大分県大分市大字竹矢1006番地の1
  - ・電話番号：097-588-1203
  - ・ファックス番号：097-588-0119
  - ・管理者名：外川 慎太郎
  - ・介護保険指定番号：4472300294
- ※当事業所は特別養護老人ホーム和泉荘に併設されています。

### (2) 当事業所のサービス方針等

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

### (3) 事業所の職員体制(特別養護老人ホームの兼務を含む。)

① 管理者	1名	従業者の管理、指導
② 生活相談員	1名以上	相談、苦情受付等
③ 介護職員	2名以上	介護業務等
④ 看護職員兼機能訓練指導員	1名以上	看護及び医師の指示による医療行為等 機能訓練の実施及び介護職員への指導等

### (4) 営業日および営業時間

- 【営業日】月曜日から土曜日  
【休業日】日曜および12月31日から1月3日  
【営業時間】午前8時30分から午後6時まで

### (5) 利用定員

・12人

## 2. ご利用にあたって

### (1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込にあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### (2) 介護予防認知症対応型通所介護の概要

介護予防認知症対応型通所介護については、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所をご利用いただき、機能訓練その他日常生活上必要な支援を行い、可能な限り居宅において日常生活を営むことができるとともに家族の負担軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる看護、介護職員及びその他専ら認知症対応型通所介護の提供にあたる従業者の協議によって、認知症対応型(予防)通所介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3. サービス内容

- ① 介護予防 認知症対応型通所介護計画の作成
- ② 食事
- ③ 入浴  
(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎
- ⑨ その他

### 4. サービス利用料及び利用負担

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 通所利用料(当事業所に該当するサービス提供時間が5～7時間未満の場合)

- ・要支援1 667円/回
- ・要支援2 743円/回

※ただし、居宅介護支援事業者が作成する居宅介護サービス計画において、サービス提供時間が異なる場合は別単位となります。

※送迎をご家族の方がされた場合は料金から47円/片道を引かせていただきます。

体制加算(「注」参照)

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ・予防サービス提供体制加算Ⅲ    | 6円/回     |
| ・予防入浴介助体制加算       | 40円/回    |
| ・予防個別機能訓練加算Ⅰ      | 27円/回    |
| ・介護職員処遇改善加算Ⅰ      | 104/1000 |
| ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ   | 24/1000  |
| ・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 23/1000  |

(注)

- ・予防サービス提供体制加算Ⅲ  
利用者にサービスを直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者が40%以上、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上のいずれかに該当した場合に加算されます
- ・予防入浴介助加算Ⅰ  
入浴介助を行うことにより加算されます。
- ・予防個別機能訓練加算Ⅰ  
利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき、計画的に機能訓練を実施した場合1日につき27円が加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ  
1月あたりの総単位に10.4%を乗じた単位数で算定されます。  
平成23年度サービス分まで実施されていた介護職員処遇改善交付金を廃止して処遇改善加算の改定した加算であり、当該加算の対象である介護職員の賃金改善に充当することを目的として創設されたものです。
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ  
1月あたりの総単位に2.4%を乗じた単位数で算定されます。  
介護職員処遇改善加算による賃金改善の効果を継続し職員の確保・定着につなげていくため現行加算に加え、職員の更なる処遇改善を行う目的として創設されたものです。

・介護職員等ベースアップ等支援加算

1月あたりの総単位に2.3%を乗じた単位数で算定されます。

介護職員処遇改善加算による賃金改善の効果を継続し職員の確保・定着につなげていくため現行加算に加え、職員の更なる処遇改善を行う目的として創設されたものです。

※介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)

(2)その他の料金

- ① おむつ代 実費
- ② 食費 500円
- ③ 外出レクリエーション等に参加した際、自己負担がかかるものがあります。

(3)キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡先:097-588-1110

- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)

- ③ キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担の50%
サービス利用日の当日	利用者負担の100パーセント

(4)支払方法

利用料金等は1ヶ月ごとに計算しご請求します。翌月27日までにお支払い下さい。お支払いは原則として施設の指定する金融機関口座からの自動引き落としといたします。

金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 各種金融機関、ゆうちょ銀行

これによりがたい場合は、下記指定口座へお振込みいただくか、窓口にて現金でお支払い下さい。なお、手数料はお客様負担といたします。

大分銀行わさだ支店 口座番号 (普)5094205

口座名義 和泉デイサービスセンターE型

所長 外川 慎太郎

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の必要の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、お支払頂けない場合、未納者台帳作成の上記載、整理し、履行期限後20日以内に督促状を発行するものとし、その指定する期間は、督促状を発する日から起算して20日以内とする。

## 5. 事業所利用にあたっての留意事項

- 食事……………サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただきます。
- 飲酒・喫煙……………飲酒はお断りいたします。決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
- 火気の取扱い……………喫煙以外は禁止します。なお、ライターは事業所で管理させていただきます。
- 設備、備品の利用……………本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償いただく場合があります。
- 所持品、備品等の持込……………他の利用者に迷惑となる物の持ち込みはお断りいたします。
- 金銭、貴重品の管理……………盗難等については、当施設では責任を負いかねますので、必要以上の金銭は所持しないでください。
- 宗教活動……………他の利用者への執拗な宗教活動はご遠慮ください。
- ペットの持込……………ペットの持ち込みはお断りいたします。
- 心身状態……………利用者やご家族に体調の変化があった際はサービス利用前に事業所へお知らせください。

## 6. 緊急時の対応

事業所では、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族、主治医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じます。

## 7. 事故発生時の対応

介護予防認知症対応型通所介護のサービス提供中により事故(転倒・転落等による骨折等)が発生したときは、速やかにご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を行います。その際、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し保管します。また賠償すべき事故の発生の場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:事務局長(外川 慎太郎)
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

## 9. 衛生管理等

- ①施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。
- ②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④従事者に対し伝染病に関する基礎知識の習得に努めると共に年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

## 10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の情報をもらしません。また退職後においてもこれらの情報を保守する旨に従業者との雇用契約の内容としています。

## 11. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護に努め、従業者教育を行います。

## 12. 身体の拘束等

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 13. 相談窓口、苦情対応

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で対応いたします。

### ○社会福祉法人七瀬陽史会福祉サービス相談委員会

所在地 大分県大分市大字竹矢1006番地の1

電話場号 097-588-1110

fax番号 097-588-0119

対応時間 08:30~18:00(緊急の場合を除く)

応対者 福祉サービス相談委員会 担当:幸松 博之

### ○行政機関その他苦情受付機関

#### ・市町村介護保険相談窓口

所在地 大分市荷揚町2番31号

電話番号 097-534-6111

fax番号 097-548-5387

対応時間 08:30~17:00

#### ・大分県国民健康保険団体連合会(国保連)

所在地 大分市大手町2丁目3番12号

電話番号 097-534-8470

fax番号 097-537-8652

利用時間 8:30~17:00

## 14. 人権擁護、虐待防止

(1)当事業所は、利用者の人権、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のための必要な措置

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

・和泉デイサービスセンターE型虐待防止等の責任者 主任生活相談員 後藤 常夫

【説明確認欄】

介護予防認知症対応型通所介護サービスのご利用に際し、利用者に対して契約書および本書面に基  
づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者所在地 大分県大分市大字竹矢1006番地の1

事業所名 和泉デイサービスセンターE型

説明者 後藤 常夫 印

私は、契約書および本書面を受領し、事業者から認知症対応型通所介護について重要事項  
の説明を受け、これに同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印